随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（建築都市局分）（令和7年5月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	住宅管理課	228-8343	市営住宅管理システム標準化対応に係るシステム連携改修業務	日本電気（株） 関西支社	2,614,590	R7.5.1	本業務は、令和7年末をもって共通基盤システムを刷新し、標準化に対応した情報連携システムを構築するため市営住宅管理システムにおいて、新たな情報連携システム導入後も庁内の各システムと正常に情報連携を行うことができるよう改修することを目的とする。 本業務の履行においては、当該システム上の家賃計算や連携データの家賃への影響等についての高度かつ詳細な知識や技術が不可欠であり、当該システムを構築した者以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 仮に当該システムの構造に関する知識が少ない者に委託した場合は、正常な情報連携が実現できず、家賃計算の誤り等が生じる可能性があり、結果として安定的な公営住宅関連業務に支障を来たし、市民をはじめとする公営住宅関係者に対して多大な損害を与える恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した日本電気株式会社以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
2									
3									
4									
5									